

# 地域子育て支援 ファミリー・サポート・センター会員募集

「育児の援助をしたい方(提供会員)」と「育児の援助をしてほしい方(依頼会員)」が会員登録をし、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織です。

対象  
\* 依頼会員：市内在住で、生後57日目から小学校6年生までの子どもがいる保護者の方

\* 提供会員：市内在住の20歳以上の方で、センターが行う提供会員養成講習会を受講した方

\* 援助活動の主な内容：保育所などへの送迎や登園前や降園後、学校の放課後、保護者の病気や通院時、冠婚葬祭や学校行事への参加などの外出時に子どもを預かるなど

援助活動は有償ボランティア活動です。援助活動が行われると、依頼会員は、曜日や時間などにより、1時間当たり700円から900円までの謝礼金を支払います。

事業説明会と入会申込み日時：11月1日(土)・6日(木) 午前10時30分～11時30分  
場所：あきる野ルピア(「もくせい駐車場」を利用してください)

提供会員養成講習会  
日時：表のとおり  
場所：市役所、あきる野ルピア  
対象：ファミリー・サポート・センターの「提供会員入会申込書兼登録書」を提出した方  
定員：20人  
申込み方法：11月19日(水)までに、事務局または事業説明会時に申し込んでください。  
申込み・問合せ：ファミリー・サポート・センター(550・3851) (550・6116)

日	時	時間・講義内容
11月20日	10:30~10:40 10:40~12:10 13:10~14:10 14:15~15:15	オリエンテーション 子どもの健康と食事 子どもの遊び
11月21日	10:30~12:00 12:00~12:30	いろいろな子どもとお付き合い 育児の援助者として
11月27日	13:00~16:00	子どもの安全と応急手当 * AEDを使った救命法の実習あり
11月28日	10:30~12:00 12:00~12:30	子どもの心理と親の心理 援助活動を始めるにあたって

## 家族介護者教室に 参加しませんか

日時 10月24日(金) 午後2時30分～4時  
場所 あきる野ルピア3階産業情報研修室  
内容 いつまで歩き続

けよう。知っておきたい運動の基礎知識  
講師 あずみ苑平沢施設長  
対象 在宅で高齢者を介護している家族の方など  
定員 30人  
申込み・問合せ 在宅介護支援センター和敬園(558・6116)

## 秋川健康会館 改修工事のお知らせ

12月中旬まで改修工事を行います。この期間、障がい者地域自立生活支援センター「あすく」、生活支援センター「ファイル」を利用する方は、入口や駐車場などの場所が変わりますので注意してください。  
問合せ 障がい者支援課 障がい者支援係

## あきる野市民 ふれあい塾

もうひとつの鎌倉発見  
古道(天園ハイキングコース)を歩く

学びあい、支えあい事業  
参加者募集  
日時 11月14日(金) 午前7時30分～午後6時  
集合時間・場所 市役所：午前7時20分  
バスで移動します。

内容 建長寺から瑞泉寺まで鎌倉の古道を歩き、その魅力を探ります(約5キロ、3時間)  
対象 市内在住・在勤の方  
小学校5年生以上  
定員 30人(申込み順)  
費用 1000円  
持ち物など 弁当、飲み物、雨具、帽子、歩きやすい靴・服装、保険証  
申込み・問合せ 生涯学習推進課社会教育係(558・2438)



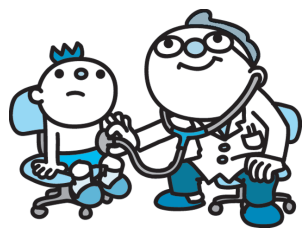
## ガレリアあきる野市 アート・クラフト&花とスイーツ

日時 10月25日(土)・26日(日) 午前10時～午後4時(荒天の場合翌週)  
場所 秋留野広場  
内容 アート作家や木工クラフトマンの作品を一堂に集めた手づくり市  
問合せ あきる野商工会(559・4511)

## 国民年金には さまざまな 給付があります

障害基礎年金 国民年金に加入中の初診日がある病気やケガで、障害等級表(1級・2級)の方は、障害基礎年金が支給されます。  
年金額：99万1000円(1級)、79万2100円(2級)  
対象：初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上または直近の1年間保険料が納付または免除されている方。  
遺族基礎年金 国民年金の加入者がなくなったとき、その方によって生計を維持されていた「18歳になる年度の末日までの子ども(障がい者は20歳未満)のいる妻」または「子」に遺族基礎年金が支給されます。  
年金額：102万円(子ども1人)の場合、死亡のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上または直近の1年間保険料が納付または免除されている方。  
寡婦年金 保険料納付済期間(免除期間も含む)が25年以上ある夫が、死亡し、婚姻期間が10年以上の妻に、60歳から65歳までの間、支給されます。  
死亡一時金 保険料納付済期間の合計が3年以上ある方が死亡したとき、遺族に支給されます。  
寡婦年金 死亡一時金の受給要件  
寡婦年金 死亡一時金とも、被保険者が死亡前に老齢・障害基礎年金を受給していない方。  
遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金は、併せて受給することはできません。  
公的年金とは：国民年金、厚生年金、共済組合  
問合せ 保険年金課年金係、青梅社会保険事務所  
年金給付課(0428・303413)

## 就学前の 健康診断を行います



平成21年4月に市内公立小学校へ入学する児童の就学前の健康診断を行います。  
期間 10月30日(木)～11月

27日(木) 場所 市内公立小学校(教育委員会が指定する学校)  
対象 平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方  
その他 詳しくは、該当する児童の保護者に郵送します(届かない方は連絡してください)。  
問合せ 指導・学務課学務係(直通558・2412)